

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成28年2月8日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	13件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	13件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	5件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	5件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500552号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500240号

第1 結論

請求者のA社における平成19年7月2日の標準賞与額を75万1,000円に訂正することが必要である。

平成19年7月2日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年7月2日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年7月2日

A社から請求期間に賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。賞与明細票において賞与の支給及び厚生年金保険料の控除が確認できるので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賞与明細票により、請求者は、請求期間において、同社から75万1,000円の賞与の支払を受け、標準賞与額75万1,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、賞与支払年月日を平成19年7月2日とした請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所(当時)に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成19年7月2日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500462 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500241 号

第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成17年4月1日から平成19年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成17年4月から平成18年8月までの標準報酬月額については15万円から22万円、平成18年9月から平成19年6月までの標準報酬月額については16万円から22万円とする。

平成17年4月から平成19年6月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年4月から平成19年6月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成17年4月1日から平成20年3月1日まで
A社に勤務した期間について、標準報酬月額が実際の給与額と比べて低い額となっている。標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成17年4月1日から平成19年7月1日までの期間については、請求者から提出された給与明細書により、請求者は、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（平成17年4月から平成18年8月までは15万円、平成18年9月から平成19年6月までは16万円）を超える報酬月額の支払を受け、標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時及び4月から6月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額（平成17年4月から平成18年6月までは22万円、平成18年7月から平成19年6月までは30万円）と同額又は低い標準報酬月額（22万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、上記請求期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成17年4月から平成19年6月までは22万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、平成17年4月から平成19年6月までの期間について、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成19年7月1日から平成20年3月1日までの期間については、請求者から提出された給与明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額はオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500477 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500242 号

第 1 結論

請求者の A 社 (現在は、B 社) における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 40 年 4 月 30 日から昭和 40 年 5 月 1 日に訂正し、昭和 40 年 4 月の標準報酬月額を 1 万 8,000 円とすることが必要である。

昭和 40 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 40 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 40 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日まで

私は、A 社 C 支店に在籍中、約 1 年間の職務研修を受けたが勤務の中断はない。しかし、厚生年金保険の記録が空白となっているので、請求期間について厚生年金保険の被保険者として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の加入記録及び B 社から提出された請求者に係る A 社の厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の記載並びに同時期に請求者と同様の職務研修を受けた複数の同僚の回答及び陳述から判断すると、請求者は、同社に継続して勤務し (昭和 40 年 5 月 1 日に同社本社から同社 C 支店に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、昭和 40 年 3 月の厚生年金保険の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、昭和 40 年 4 月について、上述の厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失年月日は昭和 40 年 4 月 30 日となっているところ、事業主は同日を資格喪失年月日として届け出たことを認めていることから、社会保険事務所 (当時) は、請求者の昭和 40 年 4 月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておら

ず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料を充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500505 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500244 号

第1 結論

請求者のA社における平成16年12月24日の標準賞与額を7万円、平成17年8月25日の標準賞与額を12万円、平成17年12月26日の標準賞与額を13万5,000円、平成18年12月20日の標準賞与額を15万円、平成23年12月30日の標準賞与額を7万円に訂正することが必要である。

平成16年12月24日、平成17年8月25日、平成17年12月26日、平成18年12月20日及び平成23年12月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月24日、平成17年8月25日、平成17年12月26日、平成18年12月20日及び平成23年12月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求者のA社における平成19年7月18日の標準賞与額を15万円に訂正することが必要である。

平成19年7月18日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年7月18日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年12月24日
② 平成17年8月25日
③ 平成17年12月26日
④ 平成18年12月20日
⑤ 平成19年7月18日
⑥ 平成23年12月30日

A社に勤務した期間のうち、賞与を支給されたが厚生年金保険の賞与記録が

ない期間が複数ある。標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された人事記録及び預金通帳の写しにより、請求者は、請求期間①において、A社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、複数の同僚から提出された請求期間①に係る賞与明細書及び人事記録等により、これらの同僚は、請求者と同時期に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①の標準賞与額については、上記賞与明細書、人事記録及び預金通帳の写しから推認できる厚生年金保険料控除額から、7万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは平成16年12月24日の請求者に係る賞与の届出や保険料納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時。平成22年以降は年金事務所)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間②、③、④及び⑥について、請求者から提出された賞与明細書及び預金通帳の写し等により、請求者は、平成17年8月25日に12万円、平成17年12月26日に13万5,000円、平成18年12月20日に15万円、平成23年12月30日に7万円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、厚生年金保険料(平成17年8月25日は8,360円、平成17年12月26日は9,644円、平成18年12月20日は1万981円、平成23年12月30日は5,744円)を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成17年8月25日、平成17年12月26日、平成18年12月20日及び平成23年12月30日の請求者に係る賞与の届出や保険料納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

オンライン記録によると、請求者の請求期間⑤における標準賞与額は、事業主からの届出により、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年10月22日付けで15万円と記録されたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となら

ない標準賞与額として記録されているところ、当該期間について、請求者から提出された賞与明細書及び預金通帳の写し等により、請求者は、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

また、請求期間⑤の標準賞与額については、上記賞与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成19年7月18日の請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後届出していることから、社会保険事務所は、請求者の平成19年7月18日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500508号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500247号

第1 結論

請求者のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和38年12月4日から昭和38年11月28日に訂正し、昭和38年11月の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

昭和38年11月28日から同年12月4日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和38年11月28日から同年12月4日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和38年11月28日から同年12月4日まで

私は、昭和38年4月10日にA社(C工場)に入社後、昭和38年11月28日にA社B工場に異動し、継続して勤務した。

しかしながら、請求期間の厚生年金保険の記録がないので、請求期間を年金額に反映するように訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社に係る就労証明書、同社B工場から提出された稟議書及び退職社員名簿、同社同工場の回答並びに複数の同僚の回答により、請求者は、請求期間において同社に継続して勤務し(昭和38年11月28日にA社(C工場)から同社B工場に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社B工場における厚生年金保険被保険者原票の昭和38年12月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和38年11月28日から同年12月4日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所(当

時) に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第1500381号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第1500248号

第1 結論

請求者のA社B支店(その後、A社C支店)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和35年10月16日から昭和35年10月1日に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和34年5月20日から昭和35年10月16日まで

私は、昭和34年4月21日からA社D支店に臨時E職として勤務し、その後、昭和34年5月21日に同社B支店に異動し勤務した。

しかしながら、A社D支店では厚生年金保険の記録があるが、同社B支店に異動してからの請求期間に係る厚生年金保険の記録がない。当初は臨時E職として勤務し、昭和34年10月1日にはE職として本採用され、他の社員と同様に保険料も控除されていたはずであるので、請求期間を年金額に反映するよう訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、昭和35年10月1日から同年同月16日までの期間については、オンライン記録において、請求者に係るA社B支店の厚生年金保険被保険者資格取得年月日は昭和35年10月16日と記録されているが、同社同支店に係る厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票において、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得年月日は昭和35年10月1日であることが確認できる。

また、請求者及びA社C支店から提出された社員名簿、同社同支店の回答、雇用保険の記録並びに同僚の回答により、当該期間に請求者が同社B支店において勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は請求者が昭和35年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められる。

請求期間のうち、昭和34年5月20日から昭和35年10月1日までの期間につ

いては、上記の社員名簿、A社C支店の回答、雇用保険の記録及び同僚の回答により、当該期間のうち、昭和34年5月21日から昭和35年10月1日までの期間に、請求者が同社B支店において勤務していたことが認められるとともに、請求者が昭和34年5月21日から同年9月30日までの期間に臨時E職として勤務した後、昭和34年10月1日にE職に採用されたことが認められる。

しかしながら、A社D支店に係る厚生年金保険被保険者名簿により、請求者は同社同支店において厚生年金保険被保険者資格を昭和34年5月20日に喪失していることが確認できる。

また、上記の社員名簿及びA社C支店の回答から判断して、請求者が同社B支店に勤務した昭和34年5月21日当時において、請求者は臨時E職であることが認められるところ、同社C支店は、当時の臨時E職の採用は支店ごとで行っており、臨時E職が他支店へ移る場合は、一旦退職してから他支店へ採用されるため、請求者は同社D支店を退職し、同社B支店に入社したことになったと思われる旨回答しているとともに、各支店で社会保険の取扱いが異なっていたと思われる旨回答している。

さらに、i) A社C支店は、請求者に係る資料は社員名簿以外には保管しておらず、同社B支店における臨時E職及びE職の厚生年金保険の取扱いについては不明である旨回答していること、ii) 請求者が姓を挙げた社会保険事務担当者は死亡していること、iii) F健康保険組合は、資料をすでに廃棄済みのため、請求者の被保険者記録は保管していない旨回答していることから、請求者の当該期間のうち昭和34年5月20日における勤務実態並びに当該期間における厚生年金保険料控除及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

加えて、雇用保険の記録、A社C支店から提出された請求者及び複数の同僚に係る社員名簿、同社B支店に係る厚生年金保険被保険者原票並びに同社C支店の回答により、請求者に係る雇用保険被保険者資格取得年月日（昭和34年8月1日）、E職として採用された年月日（昭和34年10月1日）及び厚生年金保険被保険者資格取得年月日（昭和35年10月16日）が相違するところ、複数の同僚も、請求者と同様に、雇用保険被保険者資格取得年月日、E職として採用された年月日及び厚生年金保険被保険者資格取得年月日が相違することが確認できる。

このほか、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第1500488号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第1500249号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)C支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和43年12月23日から昭和44年1月1日に訂正し、昭和43年12月の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

昭和43年12月23日から昭和44年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和43年12月23日から昭和44年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和43年12月23日から昭和44年1月1日まで

私は、昭和36年4月1日にA社に入社し、昭和46年11月1日に退職するまで継続して勤務したが、請求期間の厚生年金保険の記録がない。転勤はあったが同社を辞めたことはないので、請求期間を年金額に反映するよう訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された請求者に係る人事記録、同僚から提出された社内報及びチラシ、同社の回答並びに複数の同僚の回答により、請求者が昭和43年12月23日にA社C支店から同社D支店に異動し、請求期間に同社D支店において継続して勤務していたことが認められる。

また、B社は、請求者の請求期間の勤務形態は正社員であり、異動に伴って厚生年金保険料を控除しないことは考えられない旨回答している上、複数の同僚は、給与計算はA社の本店で実施していた旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者は請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、A社D支店は昭和44年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっ

ているところ、B社は、本来ならばA社D支店が新規に適用事業所となるまでは同社C支店で継続して加入させるべきであった旨陳述していることから、請求者のA社C支店の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日を昭和44年1月1日とすることが妥当である。

さらに、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社C支店におけるオンライン記録及び厚生年金保険被保険者原票の昭和43年11月の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和43年12月23日から昭和44年1月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500465号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500251号

第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和35年9月30日から同年10月1日に訂正し、昭和35年9月の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

昭和35年9月30日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和35年9月30日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和35年9月30日から同年10月1日まで

昭和35年4月1日にB社のA事業所に採用され、厚生年金保険の被保険者資格を取得し、昭和35年10月1日にC事業所へ異動と同時にD共済組合に加入した。

しかし、A事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和35年9月30日となっているため、昭和35年9月の1か月については被保険者資格がないので、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、B社の事業を継承するE社の回答並びに複数の同僚の回答及び陳述により、請求者は、A事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る保険料控除について、E社の総務部門は、請求者が継続して勤務していることから、社会保険料も毎月給与から控除していたと考えるのが妥当である旨を陳述している。

さらに、オンライン記録によれば、A事業所を除くF県内の複数の関連事業所において厚生年金保険の被保険者資格を昭和35年4月1日に取得し、その後、D共済組合に加入している者が5人いるところ、いずれの者も厚生年金保険の資格喪失年月日と同日にD共済組合に加入していることが確認できる上、A事業所において、請求者と同様に、厚生年金保険の被保険者資格を昭和35年9月30日に

喪失し、D共済組合に昭和35年10月1日に加入した同僚が3人おり、そのうち一人は、A事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日を昭和35年10月1日として、既に記録の訂正が行われている。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和35年9月の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和35年8月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は既に解散し、事業を継承するE社は、資料を保管していないため不明と回答しているが、請求期間について、事業主が資格喪失年月日を昭和35年10月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを昭和35年9月30日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から昭和35年9月30日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500468号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500252号

第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和35年9月30日から同年10月1日に訂正し、昭和35年9月の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

昭和35年9月30日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和35年9月30日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和35年9月30日から同年10月1日まで

昭和35年4月にB社のA事業所に採用され、厚生年金保険の被保険者資格を取得し、昭和35年10月1日からはC共済組合に加入した。請求期間についても継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和35年9月30日となっているため、昭和35年9月の1か月については被保険者記録がない。年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、B社の事業を継承するD社の回答並びに複数の同僚の回答及び陳述から判断すると、請求者は、A事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る保険料控除について、D社の総務部門は、請求者が継続して勤務していることから、社会保険料も毎月給与から控除していたと考えるのが妥当である旨を陳述している。

さらに、オンライン記録によれば、A事業所を除くE県内の複数の関連事業所において厚生年金保険の被保険者資格を昭和35年4月1日に取得し、その後、C共済組合に加入している者が5人いるところ、いずれの者も厚生年金保険の資格喪失年月日と同日にC共済組合に加入していることが確認できる上、A事業所において、請求者と同様に、厚生年金保険の被保険者資格を昭和35年9月30日に

喪失し、C共済組合に昭和35年10月1日に加入した同僚が3人おり、そのうち一人は、A事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日を昭和35年10月1日として、既に記録の訂正が行われている。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和35年9月の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和35年8月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は既に解散し、事業を継承するD社は、資料を保管していないため不明と回答しているが、請求期間について、事業主が資格喪失年月日を昭和35年10月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを昭和35年9月30日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から昭和35年9月30日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500469号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500253号

第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和35年9月30日から同年10月1日に訂正し、昭和35年9月の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

昭和35年9月30日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和35年9月30日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和35年9月30日から同年10月1日まで

昭和35年4月にB社のA事業所に採用され、厚生年金保険の被保険者資格を取得し、昭和35年10月1日からはC共済組合に加入した。請求期間についても継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和35年9月30日となっているため、昭和35年9月の1か月については被保険者記録がない。年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、B社の事業を継承するD社の回答並びに複数の同僚の回答及び陳述から判断すると、請求者は、A事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る保険料控除について、D社の総務部門は、請求者が継続して勤務していることから、社会保険料も毎月給与から控除していたと考えるのが妥当である旨を陳述している。

さらに、オンライン記録によれば、A事業所を除くE県内の複数の関連事業所において厚生年金保険の被保険者資格を昭和35年4月1日に取得し、その後、C共済組合に加入している者が5人いるところ、いずれの者も厚生年金保険の資格喪失年月日と同日にC共済組合に加入していることが確認できる上、A事業所において、請求者と同様に、厚生年金保険の被保険者資格を昭和35年9月30日に

喪失し、C共済組合に昭和35年10月1日に加入した同僚が3人おり、そのうち一人は、A事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日を昭和35年10月1日として、既に記録の訂正が行われている。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和35年9月の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和35年8月の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は既に解散し、事業を継承するD社は、資料を保管していないため不明と回答しているが、請求期間について、事業主が資格喪失年月日を昭和35年10月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを昭和35年9月30日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から昭和35年9月30日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500389号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500254号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月20日の標準賞与額を17万9,000円、平成17年12月20日の標準賞与額を22万6,000円、平成18年7月20日の標準賞与額を14万8,000円、平成18年12月20日の標準賞与額を21万1,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月20日、平成17年12月20日、平成18年7月20日及び平成18年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年7月20日、平成17年12月20日、平成18年7月20日及び平成18年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年7月20日
② 平成17年12月20日
③ 平成18年7月20日
④ 平成18年12月20日

請求期間①から④までについて、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、賞与の記録が漏れている。年金額に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

複数の同僚から提出された請求期間①から④までに係る賞与支払明細書、同僚から提出された平成17年1月から平成18年1月までの給与支払明細書、市税事務所から提出された請求者に係る平成18年度分及び平成19年度分の市民税・県民税照会回答書、金融機関から提出された請求期間②、③及び④に係る請求者名義の預金口座の取引明細表から判断して、請求者は、請求期間①は17万9,000円、請求期間②は22万6,000円、請求期間③は14万8,000円、請求期間④は21万1,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除

されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から④までに係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第1500489号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第1500255号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)C支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和43年12月23日から昭和44年1月1日に訂正し、昭和43年12月の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

昭和43年12月23日から昭和44年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和43年12月23日から昭和44年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和43年12月23日から昭和44年1月1日まで

私は、昭和39年4月1日にA社に入社し、平成11年1月14日に退職するまで継続して勤務したが、請求期間の厚生年金保険の記録がない。転勤はあったが同社を辞めたことはないので、請求期間を年金額に反映するよう訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された請求者に係る人事記録、請求者から提出された辞令及びチラシ、同僚から提出された社内報、雇用保険の記録、同社の回答並びに複数の同僚の回答により、請求者が昭和43年12月23日にA社C支店から同社D支店に異動し、請求期間に同社D支店において継続して勤務していたことが認められる。

また、B社は、請求者の請求期間の勤務形態は正社員であり、異動に伴って厚生年金保険料を控除しないことは考えられない旨回答している上、複数の同僚は、給与計算はA社の本店で実施していた旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者は請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、A社D支店は昭和44年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となつていているところ、B社は、本来ならばA社D支店が新規に適用事業所となるまでは同社C支店で継続して加入させるべきであった旨陳述していることから、請求者のA社C支店の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日を昭和44年1月1日とすることが妥当である。

さらに、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社C支店におけるオンライン記録及び厚生年金保険被保険者原票の昭和43年11月の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和43年12月23日から昭和44年1月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500463号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500256号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和41年8月8日から同年7月28日に訂正し、昭和41年7月の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

昭和41年7月28日から同年8月8日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和41年7月28日から同年8月8日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和41年7月28日から同年8月8日まで

昭和36年3月頃からA社に勤め、B社になった後の平成13年3月頃まで継続して勤めたが、A社におけるC県のD工場から本店に転勤した際の請求期間の厚生年金保険の記録がない。請求期間について、年金の給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の記録、A社の後継事業所であるE社から提出された社員プロフィール、同社の回答、請求者と同日にA社D工場からA社に転勤した同僚から提出された給与支給明細票及び複数の同僚の回答によると、請求者は、請求期間においてA社D工場からA社に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については請求者と同日に異動した複数の同僚の記録から、昭和41年7月28日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、A社における厚生年金保険事業所別被保険者名簿の昭和41年8月の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か

については、E社は、昭和41年7月について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500367号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500243号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和43年5月1日から昭和46年2月1日まで
私は、昭和43年5月にA社に入社して、昭和46年1月末まで勤務していた。
年金手帳ももらった記憶があるので、請求期間について、厚生年金保険の被保険者として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社に勤務していた複数の同僚の回答及び陳述並びに同僚から提出された写真から、期間を特定することはできないものの、請求者が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B社は、当時の資料は保管しておらず不明である旨回答しており、請求者の請求期間における厚生年金保険の取扱い、厚生年金保険料の控除及び納付の状況等について確認することができない。

また、請求期間当時、A社に勤務していた複数の同僚は、i) 当時は正社員のほかアルバイトやパートもいた、ii) パートの期間は厚生年金保険に加入しなかった旨陳述しているところ、請求者や同僚が同社に勤務していたと記憶する者の中には、同社における被保険者記録が確認できない者がいることから判断して、請求期間当時、同社では必ずしも全従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったことがうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和43年5月から昭和46年1月までに取得した健康保険整理番号に欠番はなく、請求者の氏名は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により

給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500382 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500245 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 31 年 11 月 29 日から昭和 34 年 4 月 1 日まで

私は、父が起業した A 社において昭和 31 年 4 月から昭和 53 年まで継続して勤務していたが、請求期間の年金記録が空白となっている。

当時の給与明細書等は残っていないが、元事業主が作成した「在職期間及び厚生年金加入証明書」及び同僚が作成した証明書を添付するので、請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社の元事業主（同社の最後の事業主であり、清算人）の回答及び請求期間において同社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚の陳述から判断すると、期間は特定できないものの請求者が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A 社は昭和 59 年 12 月 * 日に解散しており、同社の元事業主は請求期間当時の書類を保管しておらず、元事業主から提出された「在職期間及び厚生年金加入証明書」に記載した在職期間を確認できる資料はない旨陳述していることから、請求者の厚生年金保険の取扱い、厚生年金保険料の控除及び納付の状況等について、確認することができない。

また、請求期間当時の事業主、役員及び事務担当者は死亡しており、前述の同僚は、請求者のことを覚えているが当時の厚生年金保険の取扱いについては分からない旨陳述しており、請求期間における請求者の厚生年金保険の取扱いに係る具体的な証言は得られない。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び請求者の厚生年金保険被保険者台帳によると、請求者は昭和 31 年 11 月 29 日に同社の厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、上記被保険者名簿によると、請求者が同社において昭和 34 年 4 月 1 日に再度被保険者資格を取得していることが確認できるとこ

ろ、厚生年金保険被保険者台帳払出票によると、再取得時の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は昭和34年5月19日付けで新たに払い出されており、当該払出票に記載されている資格取得年月日は上記被保険者名簿及びオンライン記録と一致しているなど、訂正された形跡もなく、社会保険出張所（当時）の記録に不自然な状況は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第1500535号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第1500246号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 平成9年1月1日から平成11年1月29日まで

私は、社会保険事務所(当時)から、社会保険料の滞納額を減額するため、訂正請求記録の対象者の標準報酬月額を遡及して減額訂正するよう指導を受け、A社の事業主である訂正請求記録の対象者を説得し、事実と異なる届出をすることを承諾したことから、訂正請求記録の対象者の標準報酬月額が低く記録されている。また、誰が標準報酬月額を減額訂正する旨の届出をしたかは、記憶していない。

しかし、請求期間は給与額及び保険料控除額がそれ以前とは変わりがなかったため、年金額に反映するよう訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社に係る訂正請求記録の対象者の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届によると、59万円(健康保険は79万円)の標準報酬月額に基づく届出がされていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると訂正請求記録の対象者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初、健康保険は79万円、厚生年金保険は上限額の59万円と記録されていたところ、平成10年9月9日付けで、平成10年10月の定時決定が取り消され、平成10年6月1日に遡及して59万円に減額訂正処理された後、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成11年1月29日

以後の平成11年2月1日付けで、平成9年1月1日に遡及して9万8,000円に減額訂正処理されていること及び厚生年金保険被保険者資格喪失についても、同日の平成11年2月1日で処理されていることが確認できる。

また、請求者から提出された訂正請求記録の対象者に係る平成10年分の源泉徴収票によると、59万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが推認できるとともに、当該源泉徴収票の支給金額について、請求者は平成10年に賞与が支払われたか否かは不明である旨の回答をしているため、給与額と賞与額の内訳が確認できないことから、上述の減額訂正処理に係る届出が事実に基づいて行われたとまでは確認できない。

さらに、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額も、訂正請求記録の対象者と同日の平成11年2月1日付けで遡及して減額訂正処理されていることが確認できる

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、請求期間及び減額訂正処理日において、訂正請求記録の対象者は同社の代表取締役であり、請求者は同社の監査役であったことが確認できる上、同社において請求期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる被保険者は、訂正請求記録の対象者が事業主であった旨の回答をしている。

また、請求者は、標準報酬月額を減額訂正する旨の届出を誰がしたかは記憶していない旨の回答をしているが、社会保険事務所から社会保険料の滞納額を減額するため訂正請求記録の対象者の標準報酬月額を遡及して減額訂正するよう指導を受け、A社の事業主である訂正請求記録の対象者を説得し、事実と異なる届出をすることを承諾した旨の回答をしているとともに、日本年金機構B事務センターから提出された滞納処分票によると、同社が請求期間当時に厚生年金保険料を含めた社会保険料を滞納しており、訂正請求記録の対象者及び請求者が滞納保険料の解消について対応していることが確認できることから、訂正請求記録の対象者は、請求期間に係る自らの標準報酬月額の減額に同意したものと考えられるとともに、同社の代表取締役として、請求期間に係る自らの標準報酬月額の減額処理に一切関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意し、関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500313 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1500250 号

第1 結論

平成 18 年 1 月 10 日から平成 24 年 7 月 1 日までの期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

平成 24 年 7 月 1 日から平成 25 年 6 月 1 日までの期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 18 年 1 月 10 日から平成 24 年 7 月 1 日まで
② 平成 24 年 7 月 1 日から平成 25 年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、請求期間①について、加入記録がなく、請求期間②について、実際に支給された給与額よりも厚生年金保険の標準報酬月額の記録が低くなっている。これらの厚生年金保険の被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、A 社において同社の B 職として勤務をしていた旨陳述しており、当該期間に同社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に照会したところ、複数の同僚は、期間は特定できないものの請求者が勤務していた旨を回答している。

しかしながら、A 社の事業主は、請求期間①のうち、平成 18 年 1 月 10 日から平成 23 年 1 月 6 日までの期間について、請求者は外部委託業者として同社の業務にかかわっており、当該期間において、請求者と雇用の契約をした認識はない旨回答及び陳述をしている。

また、A 社から提出された年間集計表（入社年月日、毎月の基本給、手当及び控除等が記された資料）によれば、入社年月日は、平成 23 年 1 月 7 日であることが確認できるところ、課税庁が保管する平成 23 年分給与支払報告書においても請求者の同社への就職日は同日となっている上、同社から提出された平成 21 年及び平成 22 年の元帳によれば、平成 21 年 1 月から平成 22 年 12 月までの期間において、請求者に対し、外部委託費として毎月報酬が支払われていることが確認でき

る。

さらに、課税庁から提出された平成 18 年分、平成 19 年分、平成 20 年分、平成 21 年分及び平成 22 年分所得に係る市民税・県民税照会回答書によれば、A 社から請求者に対して給与が支払われたことが確認できない。

加えて、A 社の事業主は、平成 23 年 1 月 7 日より、同社において請求者を雇用し、給与の支払いを開始した旨回答及び陳述しているものの、同社から提出された健康保険厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書によれば、請求者の資格取得年月日は平成 24 年 7 月 1 日として届出していたことが確認できる上、同社から提出された平成 23 年分及び平成 24 年分の年間集計表によれば、平成 23 年 1 月から平成 24 年 6 月までの期間について、請求者に対し給与の支払いが確認できるものの、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、オンライン記録によると、請求者は、請求期間①において国民年金に加入し、平成 18 年 1 月から平成 19 年 3 月までの期間は、国民年金の第 3 号被保険者として届出されており、平成 19 年 4 月から平成 24 年 6 月までの期間は、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間②について、請求者は、当該期間の標準報酬月額が実際の給与額よりも低く記録されているとして訂正請求している。

しかしながら、A 社から提出された健康保険厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書によれば、請求者が資格取得した平成 24 年 7 月の標準報酬月額は、オンライン記録と同額である 24 万円として届出していたことが確認できる上、請求期間②の標準報酬月額は遡って訂正された形跡もない。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額それぞれの見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、金融機関から提出された取引履歴により確認できる請求期間②に係る給与の振込額は、A 社から提出された当該期間に係る年間集計表に記載されている差引支給額と同額であることが確認できるところ、当該年間集計表で確認できる総支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額となっている月があるものの、事業主が源泉控除していた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、記録の訂正は認められない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500378号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500257号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和47年8月1日から昭和48年11月13日まで
昭和46年3月から昭和50年3月までA社で勤務していたが、請求期間について厚生年金保険の被保険者記録がない。年金額に反映するように年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、雇用保険の記録及び複数の同僚の陳述により、請求者は、請求期間も継続してA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業所別被保険者名簿によれば、A社は、i) 昭和28年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、請求者が同社において被保険者資格を喪失した昭和47年8月1日と同日に適用事業所ではなくなっていること、ii) 請求者が同社において被保険者資格を再取得した昭和48年11月13日と同日に再度、適用事業所となっていることが確認でき、同社が請求期間に適用事業所であったことは確認できない。

また、事業所別被保険者名簿によれば、請求者と同様に、A社において昭和47年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、昭和48年11月13日に再取得している者は、事業主及び同僚11人を確認できるものの、請求期間において、いずれの者にも厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、商業登記簿謄本によれば、A社は清算終了し、同社の事業主も亡くなっているため、請求期間における厚生年金保険の取扱いを確認することはできない。

加えて、前述の同僚11人のうち連絡先の分かる者に対し、請求期間におけるA社の厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、そのうちの一部の同僚が、請求期間にはB健康保険組合に加入し、厚生年金保険には加入していなかった旨の陳述をしている。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。